（承認証の返納）

第十二条の十七の六の六　第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一　承認を受けた燃料油の使用に関する計画が完了したとき又は当該計画を実施しないこととしたとき。

二　承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

（燃料油の変更の方法）

第十二条の十七の六の七　法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二十一第一項又は第二項の政令で定める基準に適合させるため、燃料油を供給する燃料油タンクを切り換えることにより使用する燃料油を変更する方法とする。

（燃料油変更作業手引書の記載事項）

第十二条の十七の六の八　法第十九条の二十一の二の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　燃料油の変更に関する作業を行う者が遵守すべき事項

二　燃料油に係る原動機、ボイラ、補機及び管装置の構造に関する事項

第十二条の十七の十五中「オゾン層破壊物質を含む材料を使用した船舶又は設備を設置した船舶」を「特別の用途のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十九条の二十五の国土交通省令で定めるオゾン層破壊物質が放出されるおそれがないものは、次に掲げる要件のすべてを満たす設備とする。

一　オゾン層破壊物質を充てんすることができないこと。

二　オゾン層破壊物質を含む構成機器を取り外すことができないこと。

第二十四条の二中「（運輸監理部長を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十七条の六第四項の表大気汚染防止検査対象設備の項中「大気汚染防止検査対象設備」の下に「又は揮発性物質放出防止措置手引書」を加える。

第四十一条第三項の表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　法第四十八条第三項（海洋施設（粉砕装置に限る。）又は航空機に関するものを除く。）及び法第四十八条第七項（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等及び海洋施設に設置される粉砕装置に関するものを除く。）に規定する権限	当該船舶又は海洋施設等の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

第四十一条第三項の表中第一号を次のように改める。

一　法第十九条の二十一第五項に規定する権限	当該船舶の所在地を管轄する地方運輸局長（当該所在地が本邦外であるときは、関東運輸局長）

第四十一条第五項中「第一号及び第五号」を「第一号の上欄に掲げるもの並びに同表第四号及び第六号」に改める。

第一号の三様式㈢の表注1中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

第一号の十三様式の次に次の三様式を加える。

第一号の十三様式（第十二条の十七の六の二関係）

承　認　申　請　書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的	
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度	
船舶所有者	船名
用途	船舶番号
総トン数	船籍港又は定係港
使用船舶の概要	
試験、研究又は調査の計画期間	
試験、研究又は調査の方法	
備考	

（注）　1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第一号の十四様式（第十二条の十七の六の三関係）

承　認　証

承認番号	
承認年月日	年　月　日
承認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
試験、研究又は調査の目的	
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度	
船舶所有者	船名
用途	船舶番号
総トン数	船籍港又は定係港
使用船舶の概要	